

「当事者目録」の書き方

- 1 まず、あなた（債権者）の住所欄（①）に、住所（郵便番号、アパートやマンション名、部屋番号まで）又は、所在地（資格を証明する書類に記載があるとおり正確に記載）を記載します。
※ 住所・所在地は、都道府県名も省略しない（名古屋市などの道府県庁所在地の市の場合は省略可）で記載してください。
- 2 次に、「債権者」欄（②）に、あなたの名前又は商号を記載します。あなたが個人事業者で、その事業に基づく請求をする場合は、その屋号も記載します。会社等の法人の場合は、記載した商号の下に「代表者代表取締役」「代表者取締役」又は「代表者理事」等として、その横に代表者名を記載します。
- 3 次に、あなた（債権者）の連絡先の電話番号（③）、ファックス番号（④）を記載します。
- 4 「送達場所等の届出」欄（⑤）には、あなた（債権者）が、裁判所からの書類を当事者目録記載の住所又は所在地へ送付を希望する場合は「□同上」にレ点でチェックします。あなたの住所又は所在地以外で確実にあなたに送付できて、あなたもその場所への送付を希望する場合には、「□同上以外の下記場所」にチェックして、その住所、名称を記載します。
また、「送達受取人」欄（⑥）には、前記の送達場所でああなた以外の方があなたに代わって書類を受け取ることを希望される場合に記載します。そうすると、裁判所から書類を送付する際、この「送達受取人」欄に記載された人が宛名として記載されます。
- 5 次に、相手方「債務者」欄（⑦）の住所・氏名等を前記1、2と同様に記載します。

以下、当事者目録の記載例及び注意事項を記しますので、参照してください。

なお、以下、債権者の場合は、《個人の場合》の4及び5と《法人の場合》の4及び5以外については、債務者と記載してある部分は債権者としてください。

《個人の場合》

1 通常の場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号
債務者 甲野太郎

2 住民票の住所と現住所が異なる場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号
（住民票上の住所）
愛知県瀬戸市陶原町3丁目11番地
債務者 甲野太郎

※ 住民票上の住所を必ず記載する必要はありませんが、後日の強制執行の際の便宜を考え、記載しておいた方がよいでしょう。

3 自営業者等で、屋号で取引等をした場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号
債務者 甲野商店 こと 甲野太郎
(※「屋号」と「本名」を記載する)

4 債務者が自営業者等で、その営業所（事務所）所在地を管轄する裁判所に申立てをする場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 愛知県岡崎市明大寺町字奈良井3番地
〒〇〇〇-〇〇〇〇
営業所所在地 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号
債務者 甲野商店こと甲野太郎

※ 請求の原因に、営業所所在地における業務の契約であることを記載する必要があります。

5 会社等に住み込みの場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号
甲野商事株式会社（住み込み）
債務者 乙野太郎

※ 会社等で住み込みの場合や住民票等で住所として会社名まで記載されている以外は、勤務先を住所として申立てをすることはできません。

6 未成年者の場合（親の親権に服している場合）

〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号
債務者 甲野太郎
法定代理人親権者 甲野一郎
法定代理人親権者 甲野花子

※ 未成年者が当事者の場合は、戸籍謄本が必要です。戸籍謄本を見て親権者が誰かを確認する必要があります。

《法人の場合》

（代表者事項証明書又は全部事項証明書が必要となります）

1 通常の場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号
① 債務者 株式会社甲野商事
代表者代表取締役 甲野太郎
② 代表取締役がない場合
債務者 有限会社甲野商事
代表者 取締役 甲野太郎

2 商号が変更されている場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号
債務者 甲野商事株式会社
(旧商号 株式会社甲野)
代表者代表取締役 甲野太郎

※ 商号変更が記載されている全部事項証明書等が必要となります。

3 マンション管理組合の場合

〒0000-0000 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号

債 務 者 ○×マンション管理組合

代表者理事長 甲 野 太 郎

※ 管理組合規約及び代表者が決められたときの総会等の議事録の写し（印影のあるもの）が必要となります。管理組合規約の定めにより理事会の議事録の写しが必要になる場合があります。

4 債務者会社の実質上の所在地が登記簿上と異なる場合

〒0000-0000 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号

（登記簿上の本店所在地 愛知県春日井市八幡町1丁目1番地）

債 務 者 甲野商事株式会社

代表者代表取締役 甲 野 太 郎

※ 登記簿上の本店所在地が、申立てをする簡易裁判所以外の管轄の場合には、登記簿上の本店所在地には営業所がない旨の上申書が必要となります。

5 債務者会社の営業所所在地を管轄する裁判所に申立てをする場合

〒0000-0000

本 店 所 在 地 愛知県犬山市松本町2丁目12番地

〒0000-0000

営 業 所 所 在 地 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号

債 務 者 甲野商事株式会社

代表者代表取締役 甲 野 太 郎

※ 請求の原因に、営業所所在地における業務の契約であることを記載する必要があります。